

令和2年9月17日 久留米市物品発注表

※「OA機器」で福岡県内の名簿登載者を主な資格とした入札です。詳細は「参加条件」参照のこと

入札番号	入札8-2 【郵便入札案件】
品名	iPad
規格	仕様書のとおり（仕様書は契約課ホームページに掲載）
数量	224台
履行場所	指定場所（仕様書に記載）
納期	指定日（仕様書に記載）
予定価格	非公開
最低制限価格	無
説明日時及び参集場所	無
質問書受付期間及び受付場所	<p>(1) 質疑の受付方法 指定様式『質問書』をファックスにて受け付け（様式は市ホームページからダウンロードしてください）</p> <p>(2) 質疑の受付期間 令和2年9月17日（木）から令和2年9月28日（月）午後5時15分まで</p> <p>(3) 質疑のファックス送信先 FAX 0942-30-9713 久留米市役所 総務部契約課</p> <p>(4) 質疑の回答について 質問者にファックスで回答。ただし、質問内容によっては、本市ホームページ上に掲載することもあるため、注意すること。</p>
開札日時及び場所	令和2年10月8日（木）14時10分 久留米市庁舎13階
入札保証金	久留米市契約事務規則第7条第3号の規定に基づき免除
契約保証金	必要（契約締結時に契約金額の10%以上を付すこと）
契約条項を示す場所	総務部契約課（久留米市庁舎13階）
支払条件	前払金（無） 部分払（無）
議会の議決	不要
参加条件	<p>この競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たしているものとする。</p> <p>(1) 久留米市物品供給業者有資格者名簿に、「OA機器」で登録があること。</p> <p>(2) 福岡県内に本社（本店）又は支店・営業所等があること。個人の場合は福岡県内に事業所等があること。</p>
仕様書等の交付	仕様書等は、久留米市契約課ホームページからダウンロードすること。

入札書等の記載方法	<p>入札の方法等については、次に掲げる事項に留意すること。</p> <p>(1) 入札の方法は、総価入札とし、入札書記載金額は、仕様書に記載している一切の経費を含んだ総額であること。</p> <p>(2) 入札書の金額は算用数字を用い、金額の前に必ず「¥」を記入し、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、契約を希望する金額から消費税地方消費税に相当する金額を減じた額を入札書に記載すること。ただし、契約に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。</p> <p>(3) 入札書は指定する様式（様式第1号）を必ず使用し、代表者の住所及び氏名を記入し、登録印を押印すること。</p> <p>(4) 入札書に記載した内訳を、入札内訳書（様式第2号）に記載し、入札書と同封すること。</p>
郵便入札の方法	<p>(1) 入札参加を希望する場合は、入札書（様式第1号）及び入札内訳書（様式第2号）を、<u>長形3号サイズの封筒</u>に封入すること。</p> <p>(2) (1)の封筒を一般書留又は簡易書留にて、締切日時までに指定場所へ郵送すること。 締切日時：令和2年10月6日（火）（必着） 指定場所：〒830-8520 久留米市城南町15-3 久留米市役所総務部契約課</p> <p>(3) (1)の封筒には、表面に入札番号、品名及び入札書在中（赤字）と記入し、裏面に送付者名（商号又は名称、住所、代表者職氏名及び電話番号）を記入すること。</p>
入札の辞退	<p>入札書郵送後に辞退をする場合は、開札前までに久留米市総務部契約課に「入札辞退届」を提出すること。（様式は市のホームページからダウンロードして下さい）</p>
入札の無効	<p>次のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>(1) 入札参加資格のない者が入札したとき。</p> <p>(2) 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき。</p> <p>(3) 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき。</p> <p>(4) 入札書に記載された事項に誤字又は脱字があつて必要事項を確認できないとき。</p> <p>(5) 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき。</p> <p>(6) 同一の入札者が2以上の入札をしたとき。</p> <p>(7) 法令又は入札に関する条件に違反したとき。</p> <p>(8)仕様を満たさない製品により入札したとき。</p>
入札書の引換えの禁止	<p>入札者は、その提出した入札書の引換えをすることができない。ただし、郵便入札については、入札書の提出締切前であれば入札書の引換えを認める。</p>
1者入札の取扱い	<p>入札者が1者であった場合においてもその入札は有効とする。</p>
落札者の決定	<p>開札を行った結果は、次に掲げるとおり決定する。</p> <p>(1) 有効な入札を行った者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者として決定する。ただし、その者が複数となった場合には、くじにより落札者を決定する。</p> <p>(2) 予定価格の制限の範囲内で入札した者がなく落札者がいない場合は、再度の郵便入札を行うものとする。ただし、再度の入札で落札しない場合は入札不調とする。</p>
入札結果等の公表	<p>この入札の結果は、落札者の決定後に久留米市役所契約課において閲覧に供し、本市公式ホームページに掲載することとする。</p>
契約書の作成及び締結	<p>落札者は、交付された契約書案を熟読のうえ必要事項を記載、記名押印し、落札者決定の日の翌日から6日以内に、これを提出しなければならない。</p>
開札の立会い	<p>(1)郵便入札については、入札参加者のうち2者を契約課が指名し、立ち合わせる。ただし、指名された者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市の職員を立ち合わせる。</p> <p>(2)開札の立会人は、開札日の前日までに決定し連絡をするので、選ばれた場合は開札時間までに開札場所に参集すること。なお、契約課が指名した者以外の入札室への立ち入りは認めない。</p>

その他	<p>(1) 入札参加者は、関係法令、この公告及び仕様書等に十分留意のうえ、入札すること。</p> <p>(2) 入札した者は、入札後、この公告及び仕様書等についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。</p> <p>(3) その他必要事項は、地方自治法、久留米市契約事務規則及びその他関係法令の規定するところによる。</p>
-----	---

【物品購入等に係る条件付き一般競争入札関係書類】

◆入札 8-2 iPad

1. 入札書(様式第1号)
2. 入札内訳書(様式第2号)

(注)

1. 「入札辞退届」「質問書」は市ホームページからダウンロードしてください。
【久留米市トップページ > 産業・ビジネス・雇用 > 入札契約情報 > 入札・見積情報(物品) > 競争入札(見積り)等の様式一覧(物品)】
2. 申込者が使用する印鑑は、入札・契約に係る提出書類すべてに同じものを使用してください。(契約課登録印を使用のこと。)

<p>【連絡先】 久留米市役所総務部契約課(市役所13階) 物品チーム TEL 0942-30-9172 FAX 0942-30-9713</p>

入札8-2

入札書

久留米市長 様

入札金額に消費税及び地方消費税は含まれておりません。

入札金額	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

品名	製品名、型番	数量	金額
iPad		一式	

履行期間	令和3年3月22日まで	納入場所	指定場所
------	-------------	------	------

久留米市契約事務規則及び仕様書その他関係書類を承諾の上、上記のとおり入札します。

令和2年10月8日

所在地

商号(名称)

代表者職氏名

印

- 注) 1. インク又はボールペンで書いてください。
2. 金額の数字はアラビア数字(1、2、3等)を用い、その頭部に¥を記入してください。
3. 訂正箇所に訂正印がないときは無効です。
4. 金額の訂正はできませんので、必要な場合は再作成してください。

iPad 入札金額内訳書

No.	品名	製品名、型番	数量	単価	金額
1	iPad		224 台		
小計(消費税抜) 円 ※入札金額と一致のこと					

商号 (業者名) :

i P a d 仕様書

1 端末の仕様

(1) 端末等の調達

以下の仕様を満たす端末を、224台調達すること。

項目	仕様
端末	<p>(1) OS は、iPad OS とすること。</p> <p>(2) iPad (第7世代以上) とすること。</p> <p>(3) ストレージは、32 GB以上とすること。</p> <p>(4) 画面は、10.2～12.9 インチとすること。</p> <p>(5) 端末カラーは統一すること。</p> <p>(6) 無線 LAN (IEEE802.11ac/a/b/g/n 以上)、及び Bluetooth (Smart Ready 準拠) を搭載していること。</p> <p>(7) キーボードは、Bluetooth 接続でない日本語 JIS キーボードを付属すること。</p> <p>(8) インカメラ及びアウトカメラを内蔵しているものとすること。</p> <p>(9) 利用時に端末を自立させる機能を有した耐衝撃ケース (MIL 規格相当) を付属すること。</p> <p>(10) 音声接続端子として、マイク・ヘッドフォン端子が1つ以上あるものとすること (マイク・ヘッドフォン端子がコネクタと共用になっている場合は分配アダプタを付属すること)。</p> <p>(11) 外部接続端子として、Lightning コネクタ又は USB Type-C コネクタが1つ以上あるものとすること。</p> <p>(12) ケース及びバッテリーを装着した本体が 1.5kg 未満であること。</p> <p>(13) 充電アダプタ及び充電用ケーブルが付属されていること。</p> <p>(14) 本端末を学習者用コンピュータとして適切に運用するために最低限必須な以下設定について、ネットワークを介して行うための端末管理ツールインストール済であること。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 端末の機能制御設定・ 端末が利用する App/Book の配信・ 接続先ネットワークの制御・ 紛失・盗難時のセキュリティ設定 (強制ロック、強制ワイプなど)
端末保証等	<p>(1) 端末の保証期間内に発生した端末等の不具合に対して、学校活動に支障をきたさないよう、納品後1年間について速やかな修理または交換による端末保証を実施すること。</p>

項目	仕様
利用制限事項	<p>以下の項目についての機能制限を有すること。</p> <p>(1) 管理者以外の利用者による iPad 端末の設定変更及び初期化</p> <p>(2) 管理者以外の利用者によるアプリケーションのインストール及び削除</p> <p>(3) 児童生徒によるコンテンツ等の購入</p> <p>(4) 有害なインターネット WEB サイトの閲覧</p> <p>(5) SNS 投稿等のサイトの利用</p> <p>(6) 使用を許可されていない者の iPad 端末の利用</p>

(2) 提供サービス及び情報セキュリティ等の提供

以下の仕様を満たすサービス及びセキュリティ等を提供すること。

項目	仕様
情報資産の共有、保存及び管理	<p>(1) 教職員や児童生徒等が作成したデータファイルを保存し、利用者ごとや特定の利用者間での共有ができるなど、クラウドサービス等の手段を提供すること。</p> <p>(2) iPad OS に対応できること。</p> <p>(3) 共有領域に保存されたデータは、アクセスを許可されたアカウントを有する利用者以外には公開されないようなセキュリティを備えること。</p> <p>(4) クラウドストレージに対しては、データの漏えい・改ざん防止策、外部からの不正侵入防止策等を講じること。</p>
端末本体のセキュリティ	<p>(1) iPad 端末本体について、データの漏えい・改ざん防止策、外部からの不正侵入防止策等を講じること。</p>
セキュリティの管理・運用	<p>(1) 有害サイトのブロックやアクセス制限等のフィルタリング機能を提供すること。</p> <p>(2) iPad 端末からのインターネット接続を禁止又は制限できる機能があること。</p> <p>(3) 情報漏洩防止対策及び外部からの不正侵入対策など、多層防御によるセキュリティ対策を講じること。</p>

(3) モバイルデバイス管理（以下「MDM」という。）の提供

以下の仕様を満たす MDM を提供すること。

項目	仕様
管理・運用	<p>(1) Jamf Pro（5年間の利用ライセンス付き）とすること。</p> <p>(2) 管理画面は日本語で表示されること。</p> <p>(3) 管理対象端末の状態を分かりやすく表示する管理画面であること。</p> <p>(4) 教育委員会事務局及び校舎内へのサーバー設置を必要としないクラウドサービスであり、クライアントインストールが不要であること。</p> <p>(5) OS の開発元からアップデート版が配布された後、速やかに新しいバージョンの OS で動作確認実施済みのバージョンが配布されること。</p>

項目	仕様
	(6) リモートロックについて迅速に対応できること。

(4) 端末等の納入

以下の仕様を満たす初期設定等を実施して納入すること。

項目	仕様
事前準備	<p>(1) 教育委員会事務局と協議して決定した日までに、導入先の学校等への納入・各種設定・事前の動作確認を行い、端末等が利用できる状態にすること。</p> <p>(2) 導入した機器には、教育委員会事務局が指定する端末名、管理番号、導入日等を記載したテープラベルを貼り付けること。</p> <p>(3) 教育委員会事務局と事前に協議のうえ、納入に関する作業計画書を作成し、提出すること。</p> <p>(4) 搬入ルートや作業場所は、事前に学校へ確認すること。</p> <p>(5) 学校に納入する際は、作業時間や作業者の氏名について、事前に当該学校へ通知すること。</p>
納入作業	<p>(1) 納入作業は、教育委員会事務局の承認を受けて行うこと。</p> <p>(2) 納入先施設の建造物及び既存機器、その他の物件に損害を与えた場合は、教育委員会及び当該施設の管理者に報告するとともに、納入業者の負担において、速やかに原状復旧すること。</p> <p>(3) 不要となる梱包材やごみは持ち帰ること。</p> <p>(4) 校内無線 LAN への接続設定を行うこと。</p>
設定等	<p>(1) 端末の管理台帳（端末名、管理番号、シリアル番号、MAC アドレス等のリスト）を作成し、教育委員会事務局に提出こと。</p> <p>(2) 端末設定用シート（MDM やフィルタリング等のシステム設定を含む。）を作成し、電子データと文書で納入すること。</p> <p>(3) 納品物件の一覧表を作成し、端末等を納入する学校等に納入すること。</p> <p>(4) 機器の取り扱い説明書・付属品を納入先施設に配布すること。</p> <p>(5) 納入機器等の保証書を教育委員会事務局に提出すること。</p> <p>(6) OS を最新版にバージョンアップすること。</p> <p>(7) 教育委員会事務局が指定する機能のみを有効に設定し、教育委員会事務局の指示に応じて、全ての端末又は一部の端末に設定すること。</p> <p>(8) 端末名や管理番号のラベルを端末に貼り付けること。</p> <p>(9) 端末名、管理番号、シリアル番号、MAC アドレスのリストを提出する事。</p> <p>(10) 端末に、次のアプリケーションをインストールすること。</p> <p>① MDM で必要となるアプリケーション</p> <p>② Chrome ブラウザ、Meet、Classroom</p>

項目	仕様
納入先・台数	(1) 端末等の納入は、以下のとおり。 ＊久留米市立特別支援学校（久留米市南一丁目２－１） ＊学校に設置している端末保管庫に納品 ＊納品先は変更となる場合がある
その他	(1) 納入した端末等に瑕疵等があった場合は、速やかに交換すること。 (2) 端末の設定、セットアップ ID の取得及びリセット、基本操作、MDM、授業支援サービス、故障時や紛失時の対応等に係るマニュアルを作成し、教育委員会事務局と協議のうえ決定した方法・部数で提供すること。

(5) その他

上記(1)から(6)までに要する費用は、全て入札金額に含むこと。

2 納入図書等

導入機器のマニュアルおよび導入機器一覧表等については必要数を作成し、納入校に提出すること。

また、完成図書（導入機器一覧表、機器配置図、機器設定表、導入機器マニュアル等）を1部作成し、教育委員会事務局に提出すること。様式は、教育委員会事務局に相談すること。完成図書と同時に、設置・設定時に使用したチェックシートを提出すること。

市が管理していく上で必要な書類が発生したときは、速やかに当該書類の作成および提出を行うこと。

また、提出図書に変更、修正、追加等が生じた場合は速やかに書類を提出すること。

3 納期（厳守）

令和3年3月22日（月）

4 法令の遵守

本導入の実施に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、久留米市個人情報保護条例（平成3年久留米市条例第17号）、久留米市情報公開条例（平成13年久留米市条例第24号）、久留米市情報セキュリティ規則（平成15年久留米市規則第50号）、久留米市教育委員会学校情報セキュリティ規則（平成29年久留米市教育委員会規則第2号）等の関連法令を遵守しなければならない。

5 基本事項

本導入は、次に掲げる基本事項のほか、久留米市が定める基準に従って行うものとする。

(1) 個人情報の取扱い

受託者は、個人情報の管理に関して久留米市個人情報保護条例の規定を遵守するとともに、個人情報の取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(2) 守秘義務

- ・受託者は、教育委員会事務局の許可なく本業務で知り得た情報や資料等について公表をしてはならない。また、第三者に対し情報が漏洩しないよう十分な配慮をすること。
- ・受託者及び業務従事者は、業務上知り得た情報について、第三者に漏洩し、またはほかの目的に利用してはならない。本契約終了後または解除後においても守秘義務を負うものとする。

(3) 著作権及び使用权

- ・本事業で新たに作成された成果物の著作権は、受注者に帰属し、教育委員会事務局は、その使用の目的が存する期間において、電子的又は印刷したものを問わず自己の使用に供する目的に限り無償で使用及び複製できる権利を有する。

(4) 環境への配慮

受託者は、本導入の実施に関して久留米市の環境方針を遵守しなければならない。

6 その他

- (1) 本導入の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面をもって申請し、承認を得ること。ただし、本導入の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 本導入において不明な点やこの仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、久留米市と協議のうえ定めるものとする。